

信用組合の存在理由に関する考察

—— 信組運動を中心にして ——

谷地宣亮*

要 旨

本稿では、信用組合業界が展開してきた「信組運動」（「しんくみ運動」）と全国信用組合中央協会のもとに設置された信用組合のあり方等に関する特別委員会による「信用組合のあり方等に関する特別委員会報告」の内容をみることによって、業界が信用組合の存在理由、特性、役割をどのようにとらえてきたのかを整理した。

業界は信用組合の存在理由を、中小零細事業者および勤労者の相互扶助の精神に基づく「協同組織金融機関」、中小零細事業者および勤労者を顧客（組合員）とする「中小零細事業者（および勤労者）専門金融機関」、「地域金融機関」、の3点にあるとしている。また、特性や役割についても、従来から同様の主張を繰り返してきている。しかし、繰り返し強調してきたのはなぜなのか。信用組合の原点を確認するという意味もあるであろうが、見方を変えれば、実態としてそれが十分に機能しているとはいえないからではないのか。

これからの信用組合のあり方を検討するためには、①相互扶助についての信用組合業界の考えを現代的な視点で問い直すこと、②相互扶助の程度をできるだけ客観的な指標で示すこと、③信用組合と同じく協同組織金融という形態をとる信用金庫との相違点を明確にすること、④中小企業金融および地域金融の担い手である地域銀行（地方銀行・第二地方銀行）との相違点を明確にすること、⑤地域、業域、職域という信用組合の3つの業態をどのようにしていくかを検討すること、が必要であることが示された。

キーワード：信用組合、相互扶助、協同組織金融機関、中小零細事業者専門金融機関、地域金融機関

1. はじめに

近年、国内では、協同組織金融機関のあり方について活発な議論がなされてきている。

2006年12月25日、規制改革・民間開放推進会議が公表した「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申—さらなる飛躍を目指して—」において、「協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）に関する法制の見直し【平成19年度検討開始】」（pp. 106-7）が掲げられたことが契

* 日本福祉大学経済学部

機である。

答申を受けて、「規制改革推進のための3か年計画」（2007年6月22日）が閣議決定された。そこでは、2007年度中に、協同組織金融機関が「我が国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか」、そして「その役割を果たすための「業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する」とされた（pp. 102-3）。

協同組織金融機関のあり方に関する具体的な検討は、2008年3月28日から2009年6月19日までの16回にわたって、金融審議会金融分科会第二部会のもとに設置された協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループにおいて行われた。審議の結果は、2009年6月29日に「中間論点整理報告書」として公表されている。そこでは、協同組織金融機関に存在意義があることを指摘した上で（pp. 2-3）、協同組織金融機関に期待される機能が、①中小企業金融機能、②中小企業再生支援機能、③生活基盤支援機能、④地域金融支援機能、⑤コンサルティング機能、の5点であることを指摘している（p. 4）。

「中間論点整理報告書」では、「本報告書で指摘された主要な論点については、金融を巡る情勢が安定してきた段階で、……更に具体的な議論・検討が深められ、協同組織金融機関が地域金融及び中小企業金融のための専門金融機関として求められる機能を十分に発揮するための環境整備と制度設計等が図られていくことを期待する」（p. 17）としていた。

2011年3月7日、「我が国金融機関の国際競争力の強化、地域経済における金融機能の向上、更には両者があいまって我が国経済・金融業の一層の発展を図るための中長期的な課題等について検討」することなどを目的に、金融審議会が再開された¹。本稿執筆時点（2011年5月）では、今後の議論の方向性は明確になっていないものの、「地域経済における金融機能の向上」についての議論の中で、協同組織金融機関のあり方等について話題になるかもしれない²。

国際的にも、協同組織金融機関の役割が注目されるかもしれない。国連は、2009年12月18日に開催した第64回総会で、「2012年を『国際協同組合年』とする国連総会宣言」を採択した。国連はこの宣言の提言において、各国政府および国際機関に対し、協同組織金融機関の成長を促すよう求めている。国際的に協同組織金融機関の役割が注目される中で、わが国においても活発な議論がなされるものと考えられる。

谷地（2010）では、金融制度調査会や金融審議会等によって公表されてきたいくつかの報告書が、協同組織金融機関、とりわけ信用金庫と信用組合とを中小企業金融の担い手、地域金融の担

1 第25回金融審議会総会・第13回金融分科会合同会合で配布された「諮問事項」（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20110307/03.pdf）による。

2 本稿脱稿後、2011年6月24日に第1回金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」の会合が開催された。その「議事要旨」には、「地域経済における金融機能の向上」に係わって、「地域と共に生きる金融の役割、地域に根ざした金融機関の業務の在り方について検討することが大事である」との記載がある（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/w_group/gijiyousi/20110624.html）。今後、このワーキング・グループにおいて、協同組織金融機関の業務のあり方等についての議論がなされるものと予想される。

い手として位置付けてきたことを確認した。また、谷地（2011）では、信用金庫業界が信用金庫の存在理由や使命をどのようにとらえてきたのかを整理した。それに対し、本稿は、信用組合理業界が信用組合の存在理由、特性、役割をどのようにとらえてきたのかを整理しようとするものである。それは、業界が展開してきた「信組運動」（後に「しんくみ運動」）と全国信用組合中央協会のもとに設置された信用組合のあり方等に関する特別委員会による「信用組合のあり方等に関する特別委員会報告」の内容をみることによってなされる。後日、これからの信用組合のあり方を考察する際の論点を明確にするためにも、ここでこのような整理を試みておくことが必要であると考える。

本稿の構成は以下のようである。第2節では、信用組合の沿革の概略をみた後、根拠法による位置付けをみる。第3節から第7節では、信用組合理業界が展開してきた信組運動（しんくみ運動）や「信用組合のあり方等に関する特別委員会報告」において、業界が信用組合の存在理由等をどのようにとらえてきたのかをみる。第8節では、第3節から第7節のまとめを行う。第9節では、「2012年を『国際協同組合理年』とする国連総会宣言」とそれを受けての日本国内の動きを紹介する。そして第10節では、これからの信用組合のあり方を考察するための課題について述べて本稿を結ぶ。

2. 信用組合

(1) 沿革³

1891（明治24）年、松方正義内閣の内務大臣であった品川弥二郎が内閣法制局部長であった平田東助に信用組合理案を想起させ、第2帝国議会の貴族院に上程した。この法案は審議未了・廃案となる。品川と平田が信用組合を設立すべく実践活動を展開する中、1892年に、わが国最初の信用組合である掛川信用組合（現在の掛川信用金庫）が設立された。信用組合が法律上の金融組織として位置付けられたのは、1900年3月に公布、同年9月に施行された「産業組合理法」によってである。

1917（大正6）年に「産業組合理法」を改正し、都市部で従来の信用組合の業務を拡充し、金融業務を専業とする市街地信用組合制度を「産業組合理法」の中に創設した。43（昭和18）年には、「産業組合理法」から市街地信用組合制度を分離するための法律「市街地信用組合理法」が制定された。この法律により、市街地信用組合は、都市における中小商工業者、勤労者その他庶民大衆のための金融機関として性格付けられた。

3 『信用組合史』第1部（第1章・第2章）・第2部（第1章・第2章）、『信用組合史 別巻』第1部に依拠している。また、『信用組合読本（第4版）』第1章、金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループにおける「資料」（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryoku/20080328/01.pdf）および同ワーキング・グループ「第1回議事録」（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/gijiroku/20080328.html）も参考にした。

戦後の49（昭和24）年になると、「中小企業等協同組合法」（以下、中企法）と「協同組合による金融事業に関する法律」（以下、協金法）が制定された。中企法によって、市街地信用組合、産業組合法による信用組合、商工協同組合法によって信用事業を行う商工協同組合などで引き続き信用事業を営むものが信用協同組合として統合された⁴。協金法は、信用組合を銀行に準じて監督・規制するためのものである。

(2) 信用組合とは

信用組合の根拠法である中企法の第1条は、「この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。」としている。

監督法規である協金法の第1条は、「この法律は、協同組織による金融業務の健全な経営を確保し、預金者その他の債権者及び出資者の利益を保護することにより一般の信用を維持し、もつて協同組織による金融の発達を図ることを目的とする。」としている。

中企法および協金法より、信用組合は、中小企業および勤労者が相互扶助の精神に基づき事業を行う、協同組織金融機関として位置付けられていることがわかる。

信用組合は自ら活動地区の範囲を決め、それを定款に記載しなければならない。その地区内において、住所又は居所を有する者、事業を行う小規模の事業者、勤労する者が組合員となることができる。事業者については、従業員300人又は資本金（出資金）3億円以下でなければならない⁵。したがって、信用組合は、地区内の住民・勤労者、中小零細事業者を対象とする金融機関であるといえる。

信用組合は、中企法および協金法において、協同組織金融機関、中小零細事業者（および勤労者）専門金融機関、地域金融機関として位置付けられていることを確認した。

3. 信用組合作興運動

72年の「信用組合作興運動」（以下、作興運動）についてみていこう⁶。72年6月、信用組合

4 51年6月に公布・施行された「信用金庫法」によって、金融機関としての機能の拡大を求める信用組合が中企法から分離して信用金庫となった。

5 卸売業は100人又は1億円、小売業は50人又は5,000万円、サービス業は100人又は5,000万円、となっている。

6 信用組合作興運動については、『信用組合史』pp.1043-7および『信用組合発展の軌跡 中央協会30年史』（以下、『発展の軌跡』）pp.215-7を参照。

作興運動以前にも、業界をあげて取り組んだ運動として、「信用組合貯蓄増強3ヵ年計画」（60年4月1日～63年3月31日）、「信用組合預金1兆円達成運動」（64年4月1日～67年3月31日）、「信用組合

の系統中央金融機関である全国信用組合連合会（以下、全信組連）と信用組合業界の利益を図っていく中央機関である社団法人全国信用組合中央協会（以下、全信中協）とが合同で信用組合振興対策委員会を設置し、「業界の沈滞した空気を取り払い協同組織金融機関としての意気を高めるべく、全国研修所の設立、員外預金の制限緩和、総合力発揮を基本とする信用組合作興運動」（『発展の軌跡』p. 215）を展開することとなった。作興運動が導入された背景には、「金融二法施行後、昭和40年代半ばにおける信用組合は、相次ぐ異種合併や業績の伸悩み、収益環境悪化のなかで全体として停滞ぎみに推移していた」（『同』p. 215）ことがある。

作興運動の具体的な行動は、「中央協会会長ならびに全信組連理事長が全国各地を訪問して、都道府県主管部（課）長に対し地域金融の円滑な推進、信用組合の育成強化等について要請を行い、また、それぞれの地区の理事長と直接信用組合の発展について話し合い、あわせて意欲喚起を図ろうとするもの」（『同』p.215）であった。運動は、72年8月28日・29日の新潟地区での協議会から始まり、翌年3月16日の青森・岩手地区での協議会まで、計18回開催された（『同』p. 215）。

作興運動は、「信用組合内部の問題点とその改善策を浮彫りにし、あわせて行政庁への要望、全信組連・全信中協への提言が行なわれる等、信用組合に関し広い視野からの検討が加えられた」ことから、「信用組合発展のための前段階的運動としての効果をあげたといえる」（『信用組合史』p. 1047）。作興運動で「浮かび上がった主要な事項を選び出しこれを組み立て、発展運動要綱の原案とする作業が全信組連・全信中協の事務局によって進められた」（『同』p. 1047）。この原案が、次節(1)でその内容を紹介する信組運動の展開のための叩き台となった（『同』p. 1047）。

4. 1970年代

全信中協と全信組連とが共同して「豊かなくらしづくりに奉仕する信組運動」を始めたのが73年7月1日である⁷。その後、2004年度から2006年度を期間とした「第11次しんくみ運動」、第11次しんくみ運動の総仕上げとして位置付けられた2007年度の「平成19年度しんくみ運動（しんくみ運動チャレンジ2007）」、そして2008年度から2010年度を期間とする「しんくみメンバーズファースト運動」まで、この運動は続いてきている⁸。一連の信組運動（しんくみ運

預金2兆円達成運動」（67年4月1日～71年3月31日）などがある（『発展の軌跡』pp. 402-55に掲載の「信用組合関係年表」による）。しかし、ここでは、次節以降でその内容を紹介する信組運動（しんくみ運動）へと直接繋がっていく作興運動のみを取りあげて紹介する。

7 信用組合は、73年7月2日に公布・施行された「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」によって、員外預金の制限緩和が認められた。これを記念して、この運動の開始日が7月1日と設定された（『発展の軌跡』p.218）。

8 「しんくみメンバーズファースト運動」は、2011年3月末で終了した。次の運動は本稿執筆時点（2011年5月）では発表されていない。その理由は次のように説明されている（全信中協のサイト内「ディスクロージャー」に掲載されている「平成23年度 事業計画」（<http://www.shinyokumiai.or.jp/pdf/>

動)は、信用組合の理念を確認し、その実現を図るために実施されてきたものである。

以下、便宜的に節をいくつかにかけて(本節から第7節)、信組運動(しんくみ運動)が掲げる信用組合の基本的役割とそれを発揮するための課題を中心にみていく⁹。また、全信中協のもとに設置された信用組合のあり方等に関する特別委員会による「信用組合のあり方等に関する特別委員会報告」についてもみておく。

(1) 豊かなくらしづくりに奉仕する信組運動

「豊かなくらしづくりに奉仕する信組運動」を表題、「信組発展運動」を副題とする運動(以下、第1次運動)は、73年7月1日から76年3月31日を期間として実施された¹⁰。

第1次運動の「趣旨」では、信用組合が「産業組合時代から庶民の経済生活を守る自衛の金融機関として活動して」きたことを述べた後、その「真髄」を次のように要約している(p. 1048)。

(信用組合は—引用者注)協同組合組織の金融機関として、資本集団ではなく、人間の集団として

- ① 相互協力の精神
- ② 中小商工業者及び勤労者など一般の人々のために
- ③ 地域社会の発展と個人の豊かなくらしとの調和

を3本の柱として、人間性復活を目指して金融活動をしております。

当面の目標として、①基盤の拡充、②職能レベルの引上げ、③機能開発、の3点をあげる(p. 1049)。①に関して、「計画及び実施の重点項目」の中で、「信用組合は一定の地域内における中小企業者、勤労者等住民の豊かなくらしづくりに奉仕する金融機関である」こと、そして「存立基盤である地域経済の発展に寄与し、そこに住む人々のニーズに十分機能していかなければ自らの発展もできない」、という認識が示されている(pp. 1050-1)。③に関しては、「信用組合の特性を生かした独自の機能の開発」を行うとして、「組合員のメリットの創出」のために、「経営相談、住宅相談等相談方策の提供」などを行っていくとしている(p. 1052)。

第1次運動は、「庶民の経済生活を守る自衛の金融機関」である信用組合が、地域の「中小企

keikaku23.pdf)による)。「しんくみメンバーズファースト運動」は終了するが、「業界全体としての所期の目標達成には厳しい状況にあることなどを踏まえると、運動の役割も近年の環境変化等から大きく変化しているものと認識して」おり、「こうした認識の下」、2011年度のしんくみ運動は、2012年が『2012国際協同組合同年』であることなどを踏まえ、改めて『信用組合のあり方等に関する特別委員会報告』において示された協同組合組織金融機関としての信用組合の意義、役割を再確認しつつ、これまでの運動の検証を行うとともに、業績表彰制度を含め同運動の方向性についての検討に注力することとする」(p. 4)。

9 各運動で定められた具体的な「計画目標」(数値目標など)については取りあげない。

10 『信用組合史』pp. 1048-54に掲載の「豊かなくらしづくりに奉仕する信組運動要領」による。以下、同じ。

業者、勤労者等住民の豊かなくらしづくりに奉仕」し、「地域経済の発展に寄与」していくために必要な内部体制を整備し、その強化を図ろうとしたものであることを指摘しておこう。

(2) 豊かなくらしづくりに奉仕する第2次信組運動

「豊かなくらしづくりに奉仕する第2次信組運動」(以下、第2次運動)は76年4月1日から79年3月31日を期間として実施された¹¹。副題は「力を合わせて豊かなくらし」である。

第2次運動の「趣旨」では、信用組合を「人びとがお互いに理解し合い協同することによつて、経済的にも文化的にも豊かな住みよい社会を建設することを目的とする相互扶助の金融機関である」(p. 350)と位置付けている。

高度経済成長期が終わり、「減速経済時代」に入って金融構造が変化する中、信用組合は「資金の安定的供給とキメの細かいサービスで、小零細業者との共存関係を強調する必要が高まって」きているとの認識が示されている(p. 352)。

第2次運動において設定された目標は、①信用組合の特性発揮につとめる、②地域貢献度の拡大、③信頼される(役に立つ)体質づくり、④理念を体得し、正確な仕事(事務)でサービス、の4点である(pp. 353-8)。①に関しては、「地域住民等が何を求めるかを把握し、それらのニーズに適合する金融活動」(p. 353)が必要であるとしている。②に関して、信用組合を「一定の地区内で(地域社会で、業域で、職域で)中小企業者・勤労者等をもって組織し、構成員自らに参加し、利用と協力の関係を通じて、自分達の経済的生活の条件をよくしていくためにある金融機関」(p. 355)としている。そして「そこで事業を営み、そこに勤務し、そこに住む人々のニーズに応える」ために、信用組合はその「特性を発揮しながら、理解者を増やし、共鳴者を増やし、参加者の輪を拓げる運動」をすることが必要であるとしている(同)。

第1次運動が信用組合の内部体制の整備・強化を図ろうとしたものであったのに対し、第2次運動は「信用組合を必要とする人々(中小企業者や勤労者など一般の人々)に対して働きかける」(p. 350)ための方策を取りまとめたものとなっている。

5. 1980年代

(1) 第3次信組運動

「豊かなくらしづくりに奉仕する」を副題とする「第3次信組運動」(以下、第3次運動)は、80年4月1日から83年3月31日を期間として実施された¹²。

第3次運動では、まず、信用組合が、「中小零細企業者および勤労者の相互扶助に基づく協同組合組織の金融機関である」こと、同じだが、「信用組合が中小零細企業者および勤労者のため

11 『信用組合便覧 1978』pp. 350-60に掲載の「豊かなくらしづくりに奉仕する第2次信組運動要綱」による。以下、同じ。

12 『信用組合便覧 1983』pp. 509-15に掲載の「第3次信組運動要綱」による。以下、同じ。

の協同組合組織金融機関」であること、を確認している (p. 511)。そして、「どのような環境、条件下においても変わることのない」信用組合の基本的役割を、「①中小零細企業者および勤労者の資金の円滑化に寄与し、②組合員の経済的地位の向上に資し、③ひいては地域社会の発展に貢献すること」の3点にまとめている (同)。

このような基本的役割を踏まえた上で、①特性の発揮、②経営の合理化・効率化の促進、③信用組合人の育成と協力体制の強化、④預金・貸出金の増加とシェアの拡大、の4点をこの運動の目標としている (pp. 512-4)。

①に関しては、組合員との結び付きを強化するために、「情報の提供、経営指導、融資相談など総合的に対応していく」こと、組合員を増やし、理解者を増やすために、「地域とのつながりの強化を目指し」たりすること、などが必要であると指摘している (p. 512)。

②に関しては、信用組合が「協同組合組織の特性と中小企業金融の専門性を発揮するため」には、「信用組合制度の整備・改善を図ることが急務である」と指摘している (p. 513)。

第3次運動は、上述したように、信用組合の基本的役割を3点にまとめている。この3点にまとめられた基本的役割は、第4次から第9次までの信組運動ではこのままの形で、第10次の運動以降は、後にみるように、若干表現は異なるが、基本的にはこの内容を引き継ぐ形で登場する。これ以降利用され続ける表現を確立した点に、第3次運動の貢献をみることができであろう。

(2) 第4次信組運動

第3次運動と同じ「豊かなくらしづくりに奉仕する」を副題とする「第4次信組運動」(以下、第4次運動)は、83年4月1日から86年3月31日を期間として実施された¹³。

第4次運動は、信用組合の基本的役割が第3次運動で示された3点であることを再認識したうえで (pp. 526-7)、取り組むべき課題と目標を設定している。

課題として、①特性の発揮、②経営の合理化・効率化の促進、③機械化の促進、④信用組合人の育成、⑤団結と協調による総合力の発揮、の5点をあげている (p. 527)。

①のための「重点施策」として、「信用組合理念の徹底」、「渉外活動の積極的推進」、「個人取引への積極的な対応」、「相談サービス機能の強化」など10項目をあげている (pp. 527-9)。

「渉外活動の積極的推進」については、「キメ細かな渉外活動」が信用組合の「大きな特性」であること、「組合員の期待や要求に応え、組合員との結び付きを強化していくうえで、渉外活動の果たす役割」が「極めて大きい」こと、を指摘する (p. 528)。そして「融資の開拓、情報の収集・提供、経営相談、融資相談など」の「総合的」な対応が必要であるとしている (同)。

「個人取引への積極的な対応」に関しては、「多様化する組合員等のニーズに対応した家計メイン化の推進を図る」ことが必要であるとしている (同)。

「相談サービス機能の強化」については、「金融サービスの充実による取引密度を高めるため」

13 『信用組合便覧 1985』pp. 524-33に掲載の「第4次信組運動要綱」による。以下、同じ。

に、「経営相談等のサービス機能を強化して、組合員の良き相談相手－ホームドクター的存在となることが重要である」としている（p. 529）。

第4次運動は、「組合員の経済的地位の向上に貢献する」（p. 524）ために、家計のメイン化を推進する、組合員のホームドクター的存在となることを目指す、などのように、信用組合が向かうべき方向を明確に打ち出している。この点を特徴として指摘しておこう。

(3) 第5次信組運動

86年4月1日から89年3月31日を実施期間として、「第5次信組運動」（以下、第5次運動）が実施された¹⁴。副題は「金融自由化のための処方箋」である。

第5次運動の課題は、①信用組合理念の徹底（協同組合組織金融の徹底）と特性の発揮、②経営体質の強化、③経営基盤の拡充、④団結と協調による総合力の発揮、の4点である（p. 604）。

①に関する「重点施策」では、信用組合の基本的役割が第3次運動で定められた3点であることを確認した後、この基本的役割を「活かした“豊かな暮らしづくりに奉仕する”ことこそ信用組合の窮極の目的であり、信用組合を特色づける基本的な性格である」と指摘している（p. 605）。そして、信用組合の「最大の強み」は「地域・業域ならびに職域において、組合員等との地縁、人縁の密接な関係を基礎としていること」だと指摘した上で、「これまで組合員等のニーズを掘り起こし、的確に汲み上げ、親身になつて応えてきたところであるが、今後はとくに、日常の業務活動のなかに、こうした特性を最大限に発揮しなければならない」ことを指摘している（同）。

③に関する「重点施策」については、次のように指摘している。「信用組合が厳しい経営環境を克服し、新たな発展を遂げていくためには、組織を拡大し、地域密着活動を強化し、組合員ニーズに応える業務機能の充実等により、経営基盤を拡充していくことが肝要である」（p. 607）。「地域、組合員に密着した活動」や「キメ細やかな渉外活動」が信用組合の特性であるとしている（同）。

第5次運動は、「金融自由化のもとで、中小零細企業者及び勤労者等の金融の円滑化と自らの健全な発展を図るために」、そしてまた信用組合自身の「金融自由化への対応力を強化する」ために、「信用組合理念の徹底（協同組合組織金融の徹底）」とその「特性発揮に努め」ることが必要であることを指摘したものとなっている（p. 602）。

(4) 第6次信組運動

「輝かしい未来を築くために」を副題とする「第6次信組運動」（以下、第6次運動）が実施されたのは、89年4月1日から92年3月31日である¹⁵。

第3次運動で定められた3つの信用組合の基本的役割を確認した後、①基盤の拡充、②健全性

14 『信用組合便覧 1987』pp. 602-13に掲載の「第5次信組運動要綱」による。以下、同じ。

15 『信用組合便覧 1990』pp. 648-56に掲載の「第6次信組運動要綱」による。以下、同じ。

の確保と体質の強化、③機能の充実と有効活用、の3点を運動の課題としている (pp. 649-50)。

①についての「重点施策」では、「信用組合の特性であり、最大の強みでもある地域密着について、その徹底的推進を図る」、「信用組合の知名度の向上とイメージアップを図る」、「情報・サービス機能を強化する」、「組織の強化とその拡充を図る」ことなどにより、「経営基盤を一層拡充強化することが」重要であると指摘している (pp. 651-3)。

「情報・サービス機能を強化する」としている箇所では、「信用組合は、地域情報や親身な相談、経営上のノウハウの提供等について、他金融機関に比べ最も優位な立場にあつて、強い競争力をもっている」ことを指摘し、これらの「非価格競争力を一層強め、業務推進に反映させるものとする」としている (p. 652)。

信用組合業界が、自己の強みについて「地域情報や親身な相談、経営上のノウハウの提供等について、他金融機関に比べ最も優位な立場にあつて、強い競争力をもっている」と評価していることを明示して確認した点に、第6次運動の特徴をみることができる。

6. 1990年代

(1) 第7次しんくみ運動

「第7次しんくみ運動」(以下、第7次運動)は、92年4月1日から95年3月31日を期間として実施された¹⁶。これまで「信組運動」とされていた表記が、この運動から「しんくみ運動」に変わっている。副題は「豊かな地域社会づくりに奉仕する」である。

根拠法である中企法および監督法規である協金法から「逸脱しては存在しえない」信用組合の「最大の特色」が、「地域性(地縁性)」と「人との繋がり(人縁性)」にあることを指摘する (p. 967)。また、ここでも、第3次運動で定められた信用組合の基本的役割の再確認を行っている (p. 968)。

第7次運動の課題として指摘されているのは、①信組理念に基づく基盤の拡充、②健全性の確保と体質の強化、③人材の確保と育成、④機能の充実と有効活用、の4点である (p. 968)。

課題①に取り組むための「重点施策」として、「特性の発揮」、「地域密着の徹底推進」、「信用組合の知名度の向上とイメージアップ」をはじめ5点をあげる (pp. 969-70)。

「特性の発揮」では、信用組合がその理念に基づいて経営を行うには、「何よりも組合員との結びつき、人縁の強化が重要である」ことを指摘する (p. 969)。信用組合は「営業地域が限定されているため」、「必然的に狭域高密度経営に徹することが必要となってくる」(同)。「他金融機関には真似のできない足の金融機関として地域の中小企業者のもとより、住民の家庭領域に至るまで、人と人とのふれあいを大切にし、心の交流を通して信頼、支持を得ていくことが重要である」としている(同)。

16 『信用組合便覧 1993』pp. 965-74に掲載の「第7次しんくみ運動要綱」による。以下、同じ。

「地域密着の徹底推進」では、「地域（業域、職域）とのかかわりを強化」することによって、「組合員等取引先」だけではなく、「あらゆる地域住民との緊密化を図ることが重要である」と指摘している（p. 969）。

第7次運動では、「足の金融機関」という表現で信用組合の特性を表わしている点に1つの特徴をみることができる。

(2) 第8次しんくみ運動

第7次運動同様、「豊かな地域社会づくりに奉仕する」を副題とする「第8次しんくみ運動」（以下、第8次運動）が実施されたのは、95年4月1日から98年3月31日である¹⁷。

信用組合の役割について、第7次運動同様、中企法と協金法に触れた後、第3次運動で定められた3点の確認を行っている（pp. 886-7）。そして、信用組合が協同組織金融機関としての役割を果たしていくために、①金融新時代に相応しい中・長期経営計画の策定、②経営基盤の拡充・強化、③健全性の確保と経営体質の強化、④人材の育成、の4点が課題であると指摘する（p. 887）。

課題②に取り組むための「重点施策」として、「特性の発揮」、「地域密着の推進」、「メイン取引先の拡充・強化」など、5点をあげる（pp. 888-90）。

「特性の発揮」では、前運動に引続き、「足の金融機関」である信用組合は、地域の中小企業や住民との「人と人のふれあいを大切に、心の交流を通して信頼・支持を得ていくことが重要である」と指摘する（p. 888）。

「メイン取引先の拡充・強化」では、信用組合は「事業者向け融資の推進に積極的に取り組むことはもちろんであるが、それだけではなく「家計のメイン化を推進する」ことも必要であると指摘している（p. 889）。

(3) 第9次しんくみ運動

98年4月1日から2001年3月31日を期間として実施されたのが、「第9次しんくみ運動」（以下、第9次運動）であり、その副題は「21世紀へのかけ橋、であい、ふれあい、しんようくみあい」である¹⁸。

中企法と協金法の規定が信用組合の原点であること、そして信用組合の基本的役割が第3次運動で定められた3点であることを確認するのは、第7次および第8次運動と同じである（p. 25）。

第9次運動の課題は、①21世紀へ向けた果敢な経営展開、②経営基盤の拡充・強化、③経営の健全性の確保、体質の強化、④人材の育成、の4点である（同）。

課題②に取り組むための「重点施策」は、「特性発揮による業務展開」、「地域密着の推進」、

17 『信用組合便覧 1996・97』 pp. 885-94に掲載の「第8次しんくみ運動要綱」による。以下、同じ。

18 『信用組合』（1998年3月号） pp. 24-9に掲載の「第9次しんくみ運動要綱」による。以下、同じ。

「メイン化取引の推進」, 「信頼の再構築」の4点である (pp. 26-7).

「特性発揮による業務展開」では, 「信用組合にとって厳しい時代であるからこそ」, 「信用組合は相互扶助の精神に基づき設立された協同組織の金融機関である」という「理念にあらためて思いをいたすことが大切である」としている (p. 26). そのためには, 「人縁の強化」や「地縁重視の戦略」が重要となり, 「他金融機関には真似のできない足の金融機関として」信頼・支持を得なければならないという (pp. 26-7).

「メイン化取引の推進」では, 第8次運動同様, 「事業者向け融資の推進」, 「家計のメイン化」の推進について述べている (p. 27).

信用組合にとって厳しい時代にこそ, 信用組合が相互扶助の精神に基づく協同組織金融機関であるという理念に立ち返り, その特性を発揮することによって「他の金融機関に伍して勝ち抜いて」(p. 24) いかうとしたのが, この第9次運動である.

7. 2000年代

(1) 第10次しんくみ運動

2001年4月1日から2004年3月31日を期間として実施されたのが, 「ニューしんくみクリエーション21 (第10次しんくみ運動)」(以下, 第10次運動) であり, その副題は「いつも身近にふれあいバンク しんようくみあい」である¹⁹.

信用組合の原点が中企法と協金法の規定にあることを確認した後, 信用組合の役割について次のように述べている. 「信用組合の役割は, 中規模・小規模事業者や個人に対して相互扶助の理念に基づき金融の円滑化の仲介機能を果たすことにあり, 地元の組合員が信用組合に預金し, 信用組合を介して資金を必要とする組合員に融資し, 地域経済の発展に奉仕することにある」(p. 1221). これを次のように簡潔にまとめている. すなわち, ①「中規模・小規模事業者の金融の円滑化に寄与する」, ②「個人の金融の円滑化に寄与する」, ③「組合員の経済的地位の向上に資する」, ④「地域社会の発展に貢献する」と(同).

信用組合の基本的役割について, 第9次運動までは第3次運動でなされた表現をそのまま踏襲してきたが, この第10次運動ではやや異なる表現が用いられた. しかし, その基本的な考え方に全く変わりがないことは明らかであろう.

次に, 信用組合は「地縁性・人縁性を基礎とし地域及び組合員との共存共栄を目的と」している点で, 「資本の論理だけにより採算を優先する株式会社である銀行と」は異なっていることを明確に述べている (p. 1221).

第10次運動で取り組む課題は, 「信用組合の存在意義の高揚のための課題」と「しんくみ」

19 『信用組合便覧 2001』pp. 1218-30に掲載の「ニューしんくみクリエーション21 (第10次しんくみ運動) (要綱)」による. 以下, 同じ.

のファンづくりのための課題」とに分けられている (pp. 1222-6)。前者は「人材の育成」, 「リスク管理態勢の構築」, 「IT 時代への対応」, 「狭域・高密度による経営基盤の拡充, 強化」, 「経営の健全性確保, 体質の強化」の 5 項目, 後者は「信頼回復とイメージアップ」の 1 項目からなっている。

「狭域・高密度による経営基盤の拡充, 強化」について述べた箇所では, 信用組合が「大手地域金融機関にはない『足の金融機関』として蓄積した組合員, 顧客の情報」を有効に活用することによって, 経営基盤の拡充・強化を図るとしている (p. 1224)。さらに, 「事業者取引の拡充」, 「家計取引の推進」にも積極的に取り組んでいくとしている (p. 1225)。

「高いレベルのコンプライアンス」, 「積極的なディスクロージャーの実施」, 「地域が抱える様々な問題」への積極的な関与, などによって, 信用組合の「信頼回復とイメージアップ」を図ろうとしている (p. 1226)。

第 10 次運動は, 協同組織形態をとる信用組合と株式会社形態をとる銀行との違いに言及している点に特徴をみることができる。

(2) 信用組合のあり方等に関する特別委員会報告

これまでみてきた, また次項からもみていく「信組運動 (しんくみ運動)」とは異なるが, 信用組合のあり方を考えるにあたって重要である「信用組合のあり方等に関する特別委員会報告」(以下, 報告書) についてみていくことにする²⁰。これは, 全信中協のもとに設置された信用組合のあり方等に関する特別委員会によって 2003 年 6 月になされた報告である。

「経営環境の変化や経営破綻の反省を踏まえた上で, 信用組合の原点である協同組合組織の金融機関としての意義を再確認し, 金融機関としての健全性や将来性を確保するための方向を示すことによって, 21 世紀における信用組合のあり方を明らかにすること, そして「また, これを全信用組合の役職員一人ひとりの共通認識とし, 実践することによって 21 世紀における信用組合像をアピールし, 地域・業域・職域社会の顧客 (組合員) の信認を確保していくこと」の 2 点が報告書の「ねらい」である (p. 3)。

報告書は, 「21 世紀において, 信用組合が顧客 (組合員) から選択され, その存在価値を高めていくためには, 顧客である組合員の利益を常に第一に考えるという協同組合組織の原点を再確認し, 顧客のことを最も良く知る最も身近な親しみやすい金融機関として特性を発揮しなくてはならない」(p. 4) としている。

信用組合の位置付けを次のように確認している。信用組合は, 中企法と協金法を根拠法として, 「中小零細事業者や生活者が金融利便を享受するための協同組合組織による金融機関, すなわち銀行の金融サービスがゆきわたりにくい立場にある者が構成員となり, 相互扶助の理念に基づき,

20 以下の引用は, 全信中協のサイトに掲載されている「信用組合のあり方等に関する特別委員会報告」(<http://www.shinyokumiai.or.jp/pdf/arikata.pdf>) による。

必要とする資金の融通を受けられるようにすることを使命とする組織であり、金融機関であっても、株主の利益を追求する株式会社組織の銀行とは、その目的を異にする」(p. 4)。そして、「近年、地域経済の活性化が課題とされる中において、その使命は一層重要なものとなった」(同)ともいう。

信用組合の特性、「対外的に主張すべき精神的バックボーン」は次であるとしている (pp. 4-5)。

信用組合は、地域、業域、職域社会の人々によって設立された中企法に基づく協同組合組織の金融機関です。また、中央機関として全信中協と全信組連があり、信用組合をサポートしています。

1. 信用組合は、「お金」のない時代に、仲間同士が「お金」を持ちよって、助けあったルーツを大切に、組合員の利益をいつでも第一に考えます。
2. 信用組合は、中小零細事業者や生活者一人ひとりの顔がみえるキメ細かな取引を基本としています。
3. 信用組合は、つきあいの積み重ねが一番大切な信用と考えます。
4. 信用組合は、金融の面だけでなく、組合員の生活、経営上の悩みや課題を共に考え、その解決に協力します。

そして、「信用組合は、地域・業域・職域における協同組合組織金融機関として、常に顧客(組合員)の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としなければならない」(p. 5) ことを指摘する。これを受けて、「信用組合の特性を發揮するための役割」として、①中小零細事業者の支援、育成、②生活者の生活安定・向上支援、③地域社会等への積極的参加、の3点をあげている (pp. 5-6)。

①については、「中小零細事業者の繁栄をお手伝いするため、創業を含めた事業経営に係わる諸情報提供サービスを充実し、コンサルティング能力を高めて、融資や余裕資金の管理運用といった金融サービスを十二分に發揮できるように努めます」(pp. 5-6) としている。

②については、「地域社会を構成する生活者に生活全般はもとより、教育、住宅、福祉、介護などニーズに応じた諸情報の提供と個別相談能力を高めて、各ライフステージにおける疑問や悩みの解決を支援します」(p. 6) としている。

③については、「地域社会の一員として、信用組合の持つ経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組みます」(p. 6) としている。

ここでは詳細を取りあげることにはしないが、報告書は、信用組合が3つの役割を果たすために強化する機能と強化のポイント (p. 6, p. 14)、機能發揮のための具体的施策 (p. 7, pp. 15-26)、中小規模組合の生き残り方策 (pp. 7-8, pp. 27-9)、などについて詳しくまとめている²¹。

21 「強化する機能と強化のポイント」および「機能發揮のための具体的施策」については、次項で言及する。

報告書の特徴を指摘しておこう。第1は、信用組合が協同組合組織の金融機関であること、そして協同組合組織金融機関として組合員の利益を第一に考えることが特性であることを確認している点である。第2は、例えば、特性の中で用いられている表現である「一人ひとりの顔がみえるキメ細かな取引」、「つきあいの積み重ね」、「金融の面だけでなく、組合員の生活、経営上の悩みや課題を共に考え、その解決に協力」など、また、役割の中で用いられている表現である「支援」、「育成」、「情報提供サービス」、「コンサルティング能力」、「個別相談能力」、「地域社会等への積極的参加」などは、2003年4月から2007年3月までは集中的に、そしてその後は恒久的に取り組みが進められているリレーションシップバンキング（地域密着型金融）の本質に他ならないことである。

このように報告書は、信用組合が相互扶助の精神に基づいた協同組合組織金融機関であることを再確認し、協同組合組織金融機関の中でも信用金庫などに比べると規模が小さいということを強みに転化してリレーションシップバンキング（この言葉自体は使われていないが）の機能を強化することが、「21世紀における金融機関としての信用組合のあり方」（p. 1）であることを示した。

（3）第11次しんくみ運動

副題を「幸せづくりのお手伝い 出会い ふれあい 信用組合」とする「第11次しんくみ運動」（以下、第11次運動）は、2004年4月1日から2007年3月31日を期間として実施された²²。

第11次運動は、中企法と協金法に基づいて存在する信用組合の基本的役割が第10次運動で定められた4点であることを確認している（p. 1240）。

信用組合が基本的役割を果たしていくために「強化すべき機能」とその「ポイント」として以下の諸点を指摘する（pp. 1240-2）²³。①「中小零細事業者の支援・育成のために強化すべき機能」として、「経営診断と指導」、「創業・事業再生・転換などの支援・指導」、「事業資産の有効活用助言」をあげている。②生活者や組合員の生活の安定・向上支援のために強化すべき機能として、「標準的家計モデル作りと個別家計診断」、「家計の特性に応じた生活情報の提供」、「ライフステージと個別の家計状況に応じた助言」をあげている。③地域社会や業域社会等への積極的参加のために強化すべき機能として、地域社会や業域社会の「情報拠点」、地域社会や業域社会の「生活・文化の向上施策の提案」、「行政や公的機関との連携」、地域社会や業域社会の人々の「何でも相談所」をあげている。

さらに、機能を発揮するための「具体的施策」として、以下の諸点を指摘している（pp. 1242-4）²⁴。地域信用組合については、①「取引基盤の見直しと再構築」の「実施項目例」として、「顧

22 『信用組合便覧 2004』pp. 1239-48に掲載の「第11次しんくみ運動要綱」による。以下、同じ。

23 前項で取りあげた報告書（p. 6およびp. 14）において、「強化する機能と強化のポイント」として提言された内容である。

24 この「具体的施策」についても、報告書（p. 7およびpp. 15-23）で提言されている。

客志向経営の徹底（信頼性の確保）」、「狭域高密度取引の構築」、「メイン軒先の増強」をはじめとして8項目、②「経営力・組織力の強化」の「実施項目例」として、「職能レベルの引上げ」、「生産性の引上げ」など5項目、③「健全経営の確保」の「実施項目例」として、「リスク管理体制の強化」など3項目を取りあげている（pp. 1242-3）。業域・職域信用組合については、①「組合員との取引関係の再構築」の「実施項目例」として、「組合員の利益第一主義の経営」、「組合員との信頼関係の確立」、「組合員への提案、相談能力の向上」など6項目、②「経営力・組織力の強化」の「実施項目例」として、「職能レベルの引上げ」など4項目、③「健全性の維持・確保」の「実施項目例」として、「リスク管理体制の強化」など3項目を取りあげている（pp. 1243-4）。

第11次運動は、前項でみた報告書の「実践活動と位置付け、本運動要綱に基づき、信用組合の全役職員がその原点とする『特性』と『役割』を再認識し、『特別委員会報告』（本稿で「報告書」と呼んでいるもの－引用者注）に示された諸施策を実践し、強化すべき機能、具体的施策に関する計画目標を掲げ、一丸となって取組むことにより、組合員の信認を強固なものとし、ひいては信用組合の存在意義を確かなものとするための指針とするもの」（p. 1239）である。この第11次運動では、報告書の内容を超える新たな提言はなされていない。

（4）平成19年度しんくみ運動

第11次運動で設定された計画目標の進捗状況が低調であったことから、その「総仕上げとしての1年間の運動」として計画されたのが、「平成19年度しんくみ運動」であり、副題は「しんくみ運動チャレンジ2007」である（以下、チャレンジ2007）²⁵。実施期間は、2007年4月1日から2008年3月31日である。

信用組合が中企法と協金法に基づくものであり、基本的役割が第10次運動で定められた4点であることを確認しているのは第11次運動に同じである（p. 1271）。

地域信用組合の重点課題が、①取引基盤の強化、②収益基盤の強化、③健全性の維持・確保、④経営支援機能の強化、⑤地域経済の活性化、の5点、業域・職域信用組合の重点課題が、上記①②③の3点、であることを指摘し、数量的な経営目標を設定している（pp. 1271-2）。

チャレンジ2007は、その位置付けからもわかるとおり、理念的な部分については第11次運動、したがって報告書を継承している。それゆえ、理念部分への言及はほとんどなく、もっぱら経営目標の設定に重きがおかれたものとなっている。

（5）しんくみメンバーズファースト運動

2008年4月1日から2011年3月31日を実施期間として、「しんくみメンバーズファースト運

25 『信用組合便覧 2007』 pp. 1271-3に掲載の「平成19年度しんくみ運動推進要領」による。以下、同じ。

動」(以下、メンバーズファースト運動)が実施された²⁶。副題は「しんくみはお客様第一主義」である。

メンバーズファースト運動は、「特別委員会報告(本稿で「報告書」と呼んでいるもの—引用者注)の実践活動の中でも焦点となる、お客様第一主義に基づいた“しんくみを真に必要として活用する組合員(メンバー)”の信認拡大運動として位置付け」られたものであり、この運動を「業界あげて展開していくこと」によって、「信用組合の存在価値を高め、競争力の強化を」図ろうとするものである(p. 2129)。

「3. 外部環境の現状認識と信用組合への影響」(pp. 2129-36)の中では、「信用組合が設立の原点である金融相互扶助の理念を必ずしも十分に発揮できていない」(p. 2129)一方で、「時代の要請は信用組合の理念を従前以上に求めている」(p. 2131)ことを指摘している。そして「信用組合の理念が古びたのではなく今日的対応が不十分であることを改めて反省しなければならない」(同)とコメントしている。

3. の「(3) 信用組合に期待される機能」(pp. 2135-6)では、「信用組合は、中小零細事業者や生活者が金融利便を享受するための協同組合組織による金融機関であり、相互扶助の理念に基づき、常に顧客(組合員)の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としている」(p. 2135)ことを指摘する。そしてさらに次のような指摘が続く。このような「信用組合の理念に基づく活動は」、「益々その重要性は増すものと考えられる」(同)。信用組合が「こうした使命を果たしていくためには、預金・貸出業務のみならず、情報提供や経営指導・相談業務等の幅広いサービスをより充実させていく必要がある」(同)。

その後、報告書で定められた信用組合の3つの基本的役割、すなわち、①中小零細事業者の支援・育成、②生活者の生活安定・向上支援、③地域社会等への積極的参加、を確認する(pp. 2135-6)。引き続き、3つの役割を果たすために強化されるべき機能を、やはりこれも報告書に基づいて列挙する(p. 2136)。①に関しては、「経営診断と指導」、「創業・事業再生などの支援・指導」、「ビジネスマッチングの全国的展開」、「事業資産の有効活用助言」をあげる。②については、「標準的家計モデルづくりと個別の家計診断」、「家計の特性に応じた生活情報の提供」、「ライフステージと個別の家計状況に応じた助言」をあげている。そして③については、「地域社会の情報拠点」、「地域社会生活・文化の向上施策の提案」、「行政や公的機関との連携」、「地域の人々の『何でも相談所』としての機能発揮」である。

「4. 信用組合業界の現状と課題」(pp. 2136-8)の「(3) 信用組合経営の方向性」では、97年3月末から2007年12月末までの間に198の信用組合がなくなったことを指摘し、「経営破綻の主な要因」が「融資の特定業種への偏り・大口化、経営トップの独走、有価証券運用での過大なリスクテイク」であったことを指摘する(p. 2137)。これはつまるところ、「信用組合の基本理念

26 『信用組合便覧 2009』pp. 2129-41に掲載の「しんくみメンバーズファースト運動要綱」による。以下、同じ。

である『中小零細事業者や生活者の相互扶助』から逸脱した経営がなされた結果」(同) だといふ。これからの信用組合は「顧客第一主義に徹し、信用組合の特性(顧客に評価されること)を活かした事業活動を推進」しなければならず、また、「しんくみの特性を發揮することによって、賛同するメンバー(組合員)を増やし、組合員と一体となって地域社会の発展に寄与していく必要がある」としている(同)。

4. の「(4) 信用組合の課題とそのための具体的施策」(pp. 2137-8) では、報告書がとりまとめた具体的施策とその実施項目を列挙している。

メンバーズファースト運動は、信用組合が相互扶助の理念を必ずしも十分に發揮できていないことを明確に指摘している点に、まずその特徴をみることができる。そして、報告書の提言を取り入れつつ、信用組合は基本理念とするところに回帰すべきことを主張している点もその特徴として指摘することができる。

8. 業界自らが描く信用組合像

第4節から第7節では、信用組合業界が信用組合の存在理由、特性、基本的役割などについて、どのようにとらえてきたかをみてきた。それらは、おおよそ次のようにまとめることができるであろう。

表現方法はさまざまであるが、業界は信用組合の存在理由を、①中小零細事業者および勤労者の相互扶助の精神に基づく「協同組織金融機関」、②中小零細事業者および勤労者を顧客(組合員)とする「中小零細事業者(および勤労者)専門金融機関」、そして③「豊かなくらしづくり」、「豊かな地域社会づくり」、「地域活性化」などに貢献する「地域金融機関」、の3点としてとらえている。これは、信用組合が中企法を根拠法、協金法を監督法規とすることから当然であろう。

業界は信用組合の特性を、人縁や地縁を基礎とした組合員や組合員以外の地域住民との密接な関係づくりと、それに基づいたキメの細かい対応にあるとみている。「地域密着」、「足の金融機関」、「組合員の利益を第一に考える」、「顧客のことを最も良く知る最も身近な親しみやすい金融機関」、「お客様第一主義」といった表現は特性を表現するものとなっている。

第10次しんくみ運動は、信用組合の役割として、「中規模・小規模事業者の金融の円滑化に寄与する」、「個人の金融の円滑化に寄与する」、「組合員の経済的地位の向上に資する」、「地域社会の発展に貢献する」の4点を指摘した。報告書では、「中小零細事業者の支援、育成」、「生活者の生活安定・向上支援」、「地域社会等への積極的参加」の3点を信用組合の役割としている。信用組合の役割が、単なる「金融の面だけでなく、組合員の生活、経営上の悩みや課題を共に考え、その解決に協力」²⁷ することにまで拡張してきていることがわかる。もちろん、後者の3点にそれ以前は取り組んでこなかったというのではない。より積極的にこれらに取り組むことによって、

27 報告書, p. 5.

信用組合は自らの存在価値を高めようというのである。

9. 「国際協同組合年」に向けて

「社会開発における協同組合」と題する国連事務総長レポートが2009年7月にだされた²⁸。ここでは、農業協同組合（pp. 7-10）や協同組織金融機関（pp. 10-4）の役割について述べている。協同組織金融機関について述べた箇所では、現代の金融危機によって、代替的な金融機関の役割に関する評価が高くなったこと、単一の組織形態に依存したために脆弱性が高まったこと、を指摘している（p. 12）。また、危機の間に、協同組織金融機関は預金、貸出ともに実績を伸ばしたという事実を、いくつかの国を例にあげながら指摘している（同）。

さらに、国連事務総長レポートは、国際協同組合年を宣言することを提案（pp. 16-7）している。この提案を受けて、国連は同年12月18日に開催された総会において「2012年を『国際協同組合年』とする国連総会宣言」を採択した²⁹。宣言の中では、「全加盟国並びに国際連合及びその他全ての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励」すること、「持続可能な開発、貧困の根絶、都市と農村地域における様々な経済部門の生計に貢献することのできる企業体・社会的事業体としての協同組合の成長を促進」すること、「各国政府に対して適宜、協同組合の活動に関する法的行政的規制を見直し、とりわけ、適切な税制優遇措置や金融サービス・市場へのアクセス面などでその他の企業体・社会的事業体と同様の活動の場を協同組合に与えることによって、急速に変化する社会経済環境における協同組合の成長と持続可能性を高めるよう促すこと、などが提言されている。

協同組織金融機関に関しては、「各国政府及び国際機関に対し、協同組合及び協同組合組織と協力し、手頃な価格の金融サービスを全ての人が容易に利用できるようにすることによって包括的ファイナンスの目標を達成できるよう、適宜、金融の協同組合組織の成長を促進するように求め」るとの提言がなされている。

国連総会の決議を受ける形で、わが国では、2010年8月4日に「2012国際協同組合年全国実行委員会」の設立総会が開催された。委員会では「協同組合の価値や、協同組合が現代社会で果たしている役割等について、広く国民に認知され、協同組合をさらに発展させる取り組みを行う」という³⁰。委員会の実行委員には、信用組合、信用金庫、労働金庫など協同組織金融機関からも、

28 United Nations (2009a)。本節の執筆に当たって、下で言及するもの他に、長谷川（2010）、安田（2011a）（2011b）を参考にした。

29 以下の引用は、JJC（日本協同組合連絡協議会）仮訳「2012年を『国際協同組合年』とする国連総会宣言」（http://www.zenchu-ja.or.jp/about/pdf/about_sengen.pdf）による。なお、この文書にはページ数が付されていないため、以下の引用についてはこれを記載していない。United Nations (2009b)も参照。

30 「2012国際協同組合年全国実行委員会」のサイトに掲載された全国実行委員会の「設立趣旨」（<http://www.iyc2012japan.coop/committee/index.html>）より引用。

それぞれの業界の代表者が名を連ねている。委員会およびそれぞれの業界などにおいて、これからの協同組合のあり方等について広く議論がなされることであろう。

全信中協の中津川正裕会長は2011年の「年頭所感」において、「2012年の国際協同組合年に向けて、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く国民に認知してもらい取り組み等を通じて、信用組合の存在を積極的にアピールして参りたいと考えております³¹」と述べている。

10. おわりに

本稿では、信用組合業界が展開してきた信組運動（しんくみ運動）と全信中協のもとに設置された信用組合のあり方等に関する特別委員会による報告書の内容をみることによって、信用組合業界が信用組合の存在理由、特性、基本的役割をどのようにとらえてきたのかを整理した。それは第8節でまとめたとおりであり、繰り返さない。

ここでは、信組運動（しんくみ運動）および報告書において、なぜ、信用組合の存在理由、特性、および役割が繰り返し強調されてきたのかを考える必要があることを指摘したい。これには信用組合の原点を確認するという意味もあるであろうが、見方を変えれば、実態としてそれが十分に機能しているとはいえないからではないだろうか。事実、一番最近のしんくみ運動であるメンバーズファースト運動では、信用組合は相互扶助という基本理念を十分に発揮することができていないことを指摘している。

ここで、信用組合（や信用金庫など協同組織金融機関）についての現時点での筆者の考えを記しておけば、以下のようなものである。すなわち、①これまでは信用組合（や信用金庫）は中小零細事業者金融および地域金融の担い手として重要な役割を果たしてきた、②今後についても、これまでの信用組合（や信用金庫）がそうであったように、対象を地域の中小零細事業者と個人に限定する金融機関は必要とされるであろう、③しかし中小零細事業者金融、地域金融の担い手が相互扶助の理念に基づく協同組織形態をとる必要があるのか否かについてはいまだ結論を得るに至っていない、というものである。

2012年が国際協同組合年とされたことを機に、全信中協の中津川会長がいうように「信用組合の存在を積極的にアピールして」³² いかうというのであれば、少なくとも以下の諸点についての検討が必要であろう。これは信用組合業界に残された課題であると同時に、筆者の今後の研究課題でもある³³。

31 『しんくみ』2011年1月号, p. 3.

32 同上.

33 下記①から④については、谷地（2011）においてこれからの信用金庫のあり方を検討する際の課題として指摘した点と同様である。

①信用組合業界は、自ら相互扶助という基本理念を十分に発揮することができていないことを認めている。そうであるとするならば、一見遠回りのようではあるが、基本に立ち返るべきであろう。つまり、そもそも相互扶助とは何か、いまの時代、そしてこれからの時代における相互扶助をどのようなものであるべきだと考えるのか、など、相互扶助についての信用組合業界の考えを問い直すことが必要である。全信中協の中津川会長は、「従来の金融業務を通じた相互扶助に加えて、組合員相互の事業を通じた相互扶助の取り組み」も信用組合の「存在価値を高めていくことになるものと思われ」る、と述べている³⁴。この他にも、信用組合間の相互扶助、信用組合と他の組織（非組合員企業・個人、金融機関、行政など）との間での相互扶助、などについても考えることができるかもしれない。

②信用組合が相互扶助性を発揮していること、換言すると、協同組織金融機関としての信用組合の存在意義を外に向かってアピールしていくためには、本当に相互扶助性を発揮しているといえるのか、発揮しているといえるのであればそれはどの程度なのか、をできるだけ客観的な指標で示すことが必要となる。組合員数（あるいはその増加率）、組合員からの預金額（同）、組合員への貸出額（同）、組合員の預貸率などがこれまで用いられてきたのであろうが、信用組合が考える相互扶助をより直接的にとらえることができるような指標作りにチャレンジすることが必要だと考える。

③信用組合は、例えば、地縁や人縁を基礎とした組合員等との関係作りとそれに基づいたキメの細かい対応を自らの特性として指摘してきた。また、金融面から組合員をサポートするだけではなく、組合員の支援・育成や課題解決に貢献することを自らの役割と考えてきた。しかしこれらの諸点は、同じ協同組織金融機関である信用金庫が自らの強みとして強調する点でもある³⁵。確かに、信用組合と信用金庫の間には、組合員・会員資格や預金の受け入れについては制度的な相違が、貸出については「信用金庫は従業員10名以下、地域信用組合は従業員4名以下の中小企業等が多い」³⁶という実態上の相違が存在する。開発された相互扶助に関する指標を用いた比較や事例研究を通じて、（存在するとすれば）信用組合の信用金庫に対する優位性がどこにあるのかを明示して、より積極的な意味で、信用金庫との差別化を図っていくことが必要である。

④中小事業者金融や地域金融は、信用組合（や信用金庫など協同組織金融機関）だけがそれを担っているのではない。株式会社形態をとる地域銀行（地方銀行・第二地方銀行）もこれを担っている。信用組合は地域銀行とどのように差別化を図ることができるのかについても、明らかにすることが必要である。

⑤信用組合に固有の問題も残されている。すなわち、相互扶助の考え方とそのアピールという

34 『しんくみ』2011年1月号, p. 3.

35 例えば、谷地（2011）を参照。

36 金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ「中間論点整理報告書」p. 6.

点では上記の①と②，独自性の主張という点では③と④にも繋がるが，地域，業域，職域という信用組合の3つの業態をどのようにしていくか，がそれである。歴史的にみれば，必要があって現在の形になったことについては異論のないところではあるが，将来にわたって3つの業態を維持していくことが望ましいか否かについては検討が必要である。

ここで示されたような研究課題が克服されてはじめて，信用組合の存在理由，特性および基本的役割を積極的にアピールすることができるのではないだろうか。

参考文献

- 井上肇・高木安典編（1986）『信用組合読本（第4版）』金融財政事情研究会。
- 大蔵省銀行局内信用組合研究会編（1978）『信用組合便覧 1978』金融財政事情研究会。
- 大蔵省銀行局内信用組合研究会編（1983）『信用組合便覧 1983』金融財政事情研究会。
- 大蔵省銀行局内信用組合研究会編（1985）『信用組合便覧 1985』金融財政事情研究会。
- 大蔵省銀行局内信用組合研究会編（1987）『信用組合便覧 1987』金融財政事情研究会。
- 大蔵省銀行局内信用組合研究会編（1990）『信用組合便覧 1990』金融財政事情研究会。
- 大蔵省銀行局内信用組合研究会編（1993）『信用組合便覧 1993』金融財政事情研究会。
- 大蔵省銀行局内信用組合研究会編（1997）『信用組合便覧 1996・97』金融財政事情研究会。
- 閣議決定（2007）「規制改革推進のための3か年計画」2007年6月22日。
http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2007/0622/item070622_02-11.pdf
- 規制改革・民間開放推進会議（2006）「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申—さらなる飛躍を目指して—」2006年12月25日。
http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/minutes/meeting/2006/10/item_1225_04.pdf
- 金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ（2009）「中間論点整理報告書」2009年6月29日。
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090629-1/01.pdf
- 国際連合（2009）「2012年を『国際協同組今年』とする国連総会宣言」（JJC 仮訳）。
http://www.zenchu-ja.or.jp/about/pdf/about_sengen.pdf
- 社団法人全国信用組合中央協会30年史編集室編（1989）『信用組合発展の軌跡 中央協会30年史』全国信用組合中央協会。
- 社団法人全国信用組合中央協会・信用組合のあり方等に関する特別委員会（2003）「信用組合のあり方等に関する特別委員会報告」2003年6月。
<http://www.shinyokumiai.or.jp/pdf/arikata.pdf>
- しんくみ運動中央推進本部（1998）「第9次しんくみ運動要綱」『信用組合』1998年3月号。
- 信用組合研究会編（2001）『信用組合便覧 2001』金融財政事情研究会。
- 信用組合研究会編（2004）『信用組合便覧 2004』金融財政事情研究会。
- 信用組合研究会編（2007）『信用組合便覧 2007』金融財政事情研究会。
- 信用組合研究会編（2009）『信用組合便覧 2009』金融財政事情研究会。
- 全国信用協同組合連合会20年史編集室編（1976）『信用組合史』全国信用協同組合連合会。
- 全国信用協同組合連合会20年史編集室編（1976）『信用組合史 別巻』全国信用協同組合連合会。
- 中津川正裕（2011）「年頭所感」『しんくみ』2011年1月号。
- 長谷川勉（2010）「金融危機と国際協同組今年—協同組織というビジネスモデルの優位性—」『信用金庫』2010年9月号。
- 安田原三（2011a）「信用組合の理念を学ぶ 第1回」『しんくみ』2011年4月号。（『しんくみ』2011年4月号に掲載された際は「協同組合の理念を学ぶ 第1回」となっていたが，同年6月号にてタイトルを訂正された。ここでは訂正後のタイトルを採用した。）
- 安田原三（2011b）「信用組合の理念を学ぶ 第2回」『しんくみ』2011年5月号。

安田原三・相川直之・笹原昭五編（2007）『いまなぜ信金信組か—協同組織金融機関の存在意義—』日本経済評論社。

谷地宣亮（2010）「信用金庫・信用組合の存在意義に関する一考察—金融制度調査会および金融審議会の報告書を中心に—」『日本福祉大学経済論集』第40号。

谷地宣亮（2011）「信用金庫の存在理由に関する考察—信用金庫業界が策定した長期経営計画を中心に—」『日本福祉大学経済論集』第42号。

United Nations (2009a), Cooperatives in Social Development, Report of the Secretary-General, A/64/132, 13 July 2009.

(<http://www.copac.coop/publications/un/a64132e.pdf>)

United Nations (2009b), Press Release (DEV/2784), 21 December 2009.

(<http://www.un.org/News/Press/docs/2009/dev2784.doc.htm>)